

性能試験の項目及び手法

調査対象	調査項目	調査方法	調査時期・頻度	調査地点	
大気	ばい煙 排出	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法 施行規則（平成11年総理府令第 67号）により測定	開業時（※1） 及び年1回	各排気筒 出口
		ばいじん	大気汚染防止法施行規則（昭和46 年厚生省、通商産業省第1号）に より測定		
		硫黄酸化物			
		窒素酸化物			
	塩化水素				
悪臭	悪臭漏洩	臭気指数（※2）	環告第9号：特定悪臭物質の測定 方法（昭和47年5月30日環境 庁告示第9号）	開業時（※1） 及び年1回	各排気筒 出口
騒音	機械の 稼働	騒音	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測 定方法」に基づき測定	竣工時及び年1 回 平日施設稼働時	敷地境界 の1地点
振動	機械の 稼働	振動	JIS Z 8735「振動レベル測定方 法」に基づき測定	竣工時及び年1 回 平日施設稼働時	敷地境界 の1地点

注）その他、関係機関と協議のうえ、必要に応じて必要な項目を実施すること。

※1 は、引渡し後の10日以内に実施すること。

※2 敷地境界における臭気指数の規制値（10）を基に、排気筒出口の流量又は濃度の規制値を設定する。